

知内町健康保養センター指定管理者仕様書

1 健康保養センターの運営基本方針

この施設は、町民の健康増進と福祉の向上並びに交流推進により地域の活性化を図るための施設である。当該施設の条例・規則、関係法令並びに関連する諸規定に基づき、効率的な管理運営を行う。

2 施設の概要等

(1) 施設の名称

知内町健康保養センター「こもれび温泉」

(2) 施設の所在地

上磯郡知内町字元町103-2

(3) 施設の規模等

建設年度：平成7年度

開館年月日：平成8年4月

敷地面積：14,587㎡

建築延面積：1,363.69㎡

建物の構造：鉄筋コンクリート造平屋建

施設内容：男女各浴槽（一般浴槽・露天風呂・サウナ）、身障者用浴槽、運動浴槽（リラクゼーションプール）、幼児用プール、大広間、和室、ロビー、売店・自販機コーナー、男女各トイレ、事務室、機械室、駐車場、周辺敷地内園地、簡易厨房

(4) 施設の開館時間・休館日

開館時間：午前10時から午後8時（ただし、夏季期間（6月～9月）の開館時間については、町、指定管理者双方協議の上、閉館時間を延長する。）

休館日：設けない。

ただし、町長又は指定管理者が特に必要と認めたときは、臨時に休館することができる。

(5) 入浴利用料等

①入浴利用料等については、「知内町健康保養センターの設置及び管理に関する条例」に規定する額とする。ただし、あらかじめ町長の承認を得て、回数券等の入浴利用料を指定管理者が定めることができる。

②指定管理者は、町長の承認を得たときは、その旨及び当該回数券等の入浴利用料の額を公表するものとする。

③入浴利用料等は指定管理者の収入とする。

④既納の入浴利用料等は還付しない。

3 指定管理者が行う主な業務と管理基準

(1) 施設の維持管理業務

①管理・フロント業務

- ②清掃業務
- ③換水業務
- ④ボイラー、施設管理、営繕業務
- ⑤軽食の提供
- ⑥利用者のバス送迎
- ⑦レジオネラ属菌防止対策

なお、防犯、防火その他施設の適切な維持管理について、24時間対応できる体制を整えることとする。

(2) 入浴利用者数の把握と報告

- ①日報・月報及び統計資料の作成
- ②当月分の入浴利用者数を翌月15日までに町商工林業振興課に報告するものとする。
- ③当月分の入湯税の申告を翌月15日までに町税務会計課税務係に報告するものとする。
- ④事業計画を基にした、収支予算書を毎年2月1日までに商工林業振興課に提出するものとする。
- ⑤事業報告書(実施事業、利用実績)、及び収支決算書を毎年終了後60日以内に、商工林業振興課に提出するものとする。

(3) その他の業務

- ①こもれび温泉の総合的な指揮監督及び調整
- ②こもれび温泉管理の総括
- ③町との連絡調整、関係団体との調整
- ④その他こもれび温泉の管理に関し必要と認める一切の業務

(4) 指定期間終了時の引継ぎ業務

次期指定管理者が円滑にこもれび温泉の管理運営業務を遂行できるよう、指定期間終了時に、指定管理者は引継ぎ期間を設け、引継ぎを行うものとする。

4 施設の利用の制限に関する事項

知内町健康保養センターの設置及び管理に関する条例第4条に定める事項に該当する場合には、利用を制限又は拒否することができる。

5 入湯税

入湯税の特別徴収義務者として、それを適正に管理し、知内町税条例(昭和47年条例第15号)に基づき、入浴者一人につき50円の入湯税を町に納入しなければならない。

6 留意事項

施設の管理運営について必要な届け出は、町と指定管理者が協議した上で、行うものとする。